

# 石川県社会福祉協議会会長表彰問答集（令和6年度版）

## 1 各表彰区分共通

問1	<b>すべての表彰区分において、叙勲を受けた者についての推薦の可否</b>														
答	叙勲は、その者の功績を総合的に判断して決定される最高の栄誉であることから、叙勲より下位の栄誉を授与することは表彰制度の目的にそぐわないと考え、功績内容にかかわらず叙勲受章者については会長表彰の対象としない。														
問2	<b>推薦に係る基準日</b>														
答	令和6年4月1日とする。														
問3	<b>過去に大臣表彰を受けたものは可能か</b>														
答	過去に受けた表彰の功績内容(分野)とは別の功績によるものであれば推薦は可能である。														
問4	<b>亡くなられた方については、推薦可能か</b>														
答	亡くなられた方については、表彰対象外である。ただし、推薦後に選考途中で亡くなられた場合は、亡くなられた日に遡って表彰することはできる。														
問5	<b>犯罪歴があるものの推薦は可能か</b>														
答	犯罪には軽重幅もあることから、一律に不相当とはできない。叙勲・褒章等栄典事務の基準を準用するなど、各社協において個別に検討していただき、推薦があれば審査委員会に諮る。														
問6	<b>推薦には現職要件があるが、基準日直前の退職等も表彰対象外か</b>														
答	基準日直前の退職等は例外として認めているが、推薦があった場合は、審査委員会に諮り個別に判断することとしている。※前年度に要件を満たしているにもかかわらず、推薦をしていない場合は、対象外としているので、十分留意いただきたい。														
問7	<b>休職期間は従事年数に含まれるか（下表のとおり）</b>														
答	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>休職・休暇等の区分</th> <th>私的事由による休職</th> <th>産前・産後休暇(産休)</th> <th>育児休業</th> <th>就業規則で認められた休業(育児休業は含めない)・介護休暇等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在職期間算定上の取扱い</td> <td>含めない</td> <td>含める</td> <td>含める</td> <td>含める</td> </tr> </tbody> </table>					休職・休暇等の区分	私的事由による休職	産前・産後休暇(産休)	育児休業	就業規則で認められた休業(育児休業は含めない)・介護休暇等	在職期間算定上の取扱い	含めない	含める	含める	含める
休職・休暇等の区分	私的事由による休職	産前・産後休暇(産休)	育児休業	就業規則で認められた休業(育児休業は含めない)・介護休暇等											
在職期間算定上の取扱い	含めない	含める	含める	含める											
問8	<b>団体代表者と個人が同一人物であった場合、団体推薦と個人推薦を同時に行うことはできるか</b>														
答	団体と個人は別扱いとするため、同時に推薦することは可能である。														
問9	<b>名前の公表を希望しないものの対応。</b>														
答	推薦調書にその旨を明記して推薦してください。その場合、受賞者名簿には登載しない。														

## 2 表彰区分、該当等について

問10	<b>社会福祉事業とは</b>
答	社会福祉法第2条に規定される事業とする。
問11	<b>社会福祉事業従事者とは</b>
答	社会福祉法第2条に規定される事業に従事している者。施設にあっては、施設長をはじめ、事務職員、調理員等も含まれる。社協等の団体にあっては、訪問介護員等の直接処遇職員をこの区分とし、その他の職員は、「社会福祉事業関係団体役員等」の区分とする。
問12	<b>社会福祉事業関係団体とは</b>
答	社会福祉事業を経営する法人又は社会福祉を目的とする事業を行う団体等。法人格の有無は問わない。
問13	<b>役員等とは</b>
答	理事、事務局長、一般事業職員とする。ただし、法人格をもつ団体等においては、理事は、常勤に限定する。
問14	<b>社会福祉事業の規模(活動範囲)の要件は。</b>
答	要綱では規定していないが、少なくとも、市町の活動域が必要と考える。ただし、推薦は可能なので、特段の事情により、推薦があれば審査委員会に諮る。
問15	<b>公務員も対象となるか</b>
答	公立の社会福祉施設の場合は、現業に従事するものに限る。
問16	<b>非常勤の従事者は推薦可能か</b>
答	原則として、常勤職員を表彰対象としている。ただし、勤務年数を常勤換算して、規定の年数を超えている場合で、功績顕著な者については、審査委員会に諮る。
問17	<b>民間会社、NPO法人等の訪問介護員、介護支援専門員は表彰対象となるのか</b>
答	社会福祉法第2条の第二種社会福祉事業の直接従事者であれば対象となる。
問18	<b>老健施設の職員は、県社協会長表彰の対象か</b>
答	介護老人保健施設職員は、県社協会長表彰の表彰対象としない。 介護老人保健施設職員は、医師会の表彰対象であるため。(県知事表彰の対象は、医師会の表彰を受けた者が対象となっている)
問19	<b>保育所の法人役員は、県社協会長表彰の対象となるのか。</b>
答	保育所職員は、県保育研究大会において、表彰を受けることになるが、法人の役員となれば対象となる。ただし、常勤が条件であることはかわらない。
問20	<b>老人福祉施設介護職員と保育所調理員など、異なる施設・職種の経歴は通算することはできるか。</b>
答	異なった施設及び職種を通算してもよい。

問21	<b>保護司は、県社協会長表彰の対象になるか。</b>
答	保護司は、県社協会長表彰の対象ではない。保護司の活動は更生保護行政の分野であり、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた、非常勤国家公務員であるため。
問22	<b>更生保護女性連盟は、ボランティア団体として表彰を受けることはできるか。</b>
答	福祉施設等でボランティアを行っている等の理由がある場合は表彰対象となる。ただし、推薦調書の内容が更生保護連盟関係の活動が主であれば、対象外となる。 ※更生保護は、法務省が所管しており、県知事表彰はなく、別ルートの表彰扱いとなる。
問23	<b>老人クラブ等役員は、対象とならないのか。</b>
答	次の福祉関係者はいずれも各大会で表彰となるため本大会では対象とならない。 ①老人クラブ役員等・・・県老人クラブ大会 ②市町身障協会等役員・・・身体障害者福祉大会 ③保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）職員等・・・県保育研究大会
問24	<b>放課後児童クラブの職員は表彰対象となるか。</b>
答	社会福祉法により、第二種社会福祉事業の児童関係、放課後児童健全育成事業に該当するため対象となる。
問25	<b>「社会福祉事業関係団体役員等」の表彰条件に、ただし書きで「役員は市町段階とする」と記載されているが、施設等の法人はどうなるのか。</b>
答	ただし書きについては、市町（群）段階の団体に限ってのものであり、施設等の法人や団体についての考え方ではない。
問26	<b>市町社会福祉大会会長表彰を受けた方について、同年度に県社協会長表彰を受けることはできるか。</b>
答	表彰要件をみたしていれば可能である。 なお、同年度に市町社会福祉大会会長表彰を受ける見込みのある方は、表彰の対象として推薦してよい。